特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐～㋓の施工実績を有すること。ただし、上記㋐～㋓は同一工事でなくてもよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①、③　第１号２⑺①、③に同じ

②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴④に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

⑶　第１号２⑽に同じ

３　総合評価に関する事項

⑴、⑶、⑸　第１号３⑴、⑶、⑸に同じ

⑵　総合評価の方法

①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案の項目として「上部工の品質管理に係わる具体的な工夫」

㋑　工事全般の施工計画

㋒　施工体制（施工体制評価点）

⑤　②㋐の「上部工の品質管理に係わる具体的な工夫」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、優（30点）、良（15点）、可（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である場合又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑷　⑵②㋐「上部工の品質管理に係わる具体的な工夫」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。

４　入札手続等

⑴～⑷　第１号４⑴～⑷に同じ

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

①～③　第１号４⑸①～③に同じ

開札は、平成23年12月27日10時30分関東地方整備局総務部契約課にて行う。

５　その他

⑴～⑮、⑰、⑱　第１号５⑴～⑮、⑰、⑱に同じ

⑯　一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者の参加　上記２⑴に掲げる一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

６　Summary

⑴, ⑵, ⑷～⑹　The same with notice above (No. 1).

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Sagami-Jukan superstructure of Sagamigawa bridge.

○第３号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　さがみ縦貫葉山島排水トンネル工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　神奈川県相模原市緑区葉山島地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝約544m

シールドトンネル　Ｌ＝392m（ϕ2.4m）

掘削工　391m

インバート工　391m

ずり処理工　2,040㎥

道路改良工　Ｌ＝30m

掘削工　5,400㎥

連続繊維補強土工　700㎡

アンカー工　61本

垂直縫地工　75本

洗浄貯留槽工　１基

補強土壁工　１式

仮設工　１式

工事用道路工　Ｌ＝120m

舗装工　532㎡

⑸　工期　契約締結の翌日から平成25年12月25日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約600㎥、鉄筋　約38ｔ

⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「シールド工における効率的な作業計画に係る具体的な配慮事項」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻～⑿、⒁～⒆　第１号１⑻～⑿、⒁～⒆に同じ

⒀　第２号１⒀に同じ

２　競争参加資格

⑴、⑵、⑷、⑹、⑻～⑾　第１号２⑴、⑵、⑷、⑹、⑻～⑾に同じ

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑸　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

①　土留め工法による開削工法により地下に構築する鉄筋コンクリート構造物で開削深度が９m以上の工事であること。

②　シールド工法（密閉型）による工事であること。

ただし、上記①、②は同一工事であること。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記②の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①、③　第１号２⑺①、③に同じ

②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。